

夢洲の自然再生に向けて

文 夏原由博(代表理事、会長)

表-1 博覧会アセス準備書への市長意見

(動物・生態系)

夢洲では多様な鳥類が確認されていることから、専門家等の意見を聴取しながら、工事着手までにこれら鳥類の生息・生育環境に配慮した整備内容やスケジュール等のロードマップを作成し、湿地や草地、砂れき地等の多様な環境を保全・創出すること。

(植物)

ハマボウ、ホソバノハマアカザ、ウラギクについて、早急に現地の状況を確認した上で、本事業の工事により生息環境への影響が想定される場合は、関係機関と協議の上、環境保全対策を実施すること。

夢洲問題について、本誌12月・1月号で紹介された以降のうごきについて報告します。主な内容は、環境影響評価(以後、アセス)と自然保護団体との連携の進捗です。

環境アセスへの市長意見：

**湿地や草地、砂れき地等の
多様な環境を保全・創出すること**

2025年日本国際博覧会協会のアセス準備書については本誌1月号で報告しました。市長は学識経験者による専門委員会や市民意見を踏まえて、市長意見を作成します。アセスで重要なことは、事業による環境への影響を科学的・定量的に予測し、影響がある場合は、その影響を回避あるいは軽減するための方法を示すことです。

残念ながら、博覧会協会が公表した準備書は動植物への影響について正しく評価しているとは言えません。鳥類では重要種が66種確認されたにもかかわらず、多くは、「野鳥園にもいるから影響ない」あるいは、「森をつくるからチドリの餌は心配ない」などというアセスの基本に反する内容でした。私たちは、大阪市の手続きに従って、意見書を提出し、公述しました。野鳥の会大阪支部からも意見公述がなされました。市民からの関心は高く、118通の意見書が提出されました。

2月9日に市長意見が出されました。動植物に関する意見は表1の通りです。

行政との協議：

**コアジサシだけでなく
シギ・チドリにも配慮して**

保全協会は12月28日にラムサール条約登録を進めるよう大阪府・市、博覧会協会あてに要望書を送付しました。その概要は、(1)生物多様性の重要なホットスポットである夢洲とその周辺について、万博開催中と終了後をあわせて全般的な自然環境保全を要望します。(2)万博のレガシーとして夢洲をラムサール湿地に登録し、大阪をSDGs先進都市とするよう要望します。

これに対して、大阪港湾局から2月16日付で回答が送られました。概要は、(1)専門委員会の指摘をふまえて市長意見を述べており、それに基づいて事業者は評価書を作成する。万博後も、夢洲1区(グリーンテラスゾーン)を基本に、コアジサシの飛来場所、カワツルモノの生息場所を確保できないか、専門家の意見を聞きながら対応を検討する。(2)夢洲2区については、万博後に土地造成を再開し、国際観光拠点・国際物流拠点として土地利用を図るため、造成途上に生じた湿地をラムサール条約の登録湿地とすることは困難である。



図-1 野鳥の生息環境の概要



図-2 博覧会会場計画(2025年日本国際博覧会基本計画より)

2月18日大阪港湾局とオンラインで意見交換しました。港湾局からの説明によると、これまでヨシ原と塩生湿地があり、セイタカシギが繁殖した2区の池は、一部は埋め立てられ、大部分は水を抜いた後に表面を固める工事を行うとのことです（図-1、2）。そうなると水草の生育やシギ・チドリ類の生息はできなくなります。港湾局の工事計画は多くの鳥類への配慮を欠いています。ただ、港湾局は焼却残渣を埋め立てた1区のグリーンテラスゾーンには色々な機能を持たせる可能性を示唆しました。コアジサシの繁殖に関しては、博覧会場となるエリアは2022年は繁殖期間中は工事を行わないが、土砂飛散防止のために固化塗料を塗布するため、コアジサシが産卵可能かどうかわかりません。しかし隣接するヨシ原を埋め立てたエリアや3区の池を埋め立てた場所での産卵は可能かもしれません。いずれにせよ、コアジサシの飛来期に調査を行って、繁殖を可能にするための柔軟な対応が必要だと考えます。

自然保護団体との連携： 鳥獣保護区指定から ラムサール登録へ

保全協会は、WWFジャパン、日本自然保護協会、日本野鳥の会、同大阪

支部、日本造園学会等にも協力を呼びかけました。その結果、これらの団体から夢洲の自然の保護に関して大阪府・市、博覧会協会あての意見書が提出されました（文末URL）。

1月20日に、自然保護協会、造園学会、保全協会は共同で松井市長と面談をする機会を得て、夢洲の湿地の重要性を訴え、ラムサール条約登録への推進を求めました。市長は、環境を破壊することはしないが経済的な利益も重要であるとの考えを明らかにしました。ただ、コアジサシの繁殖は守りたいとしました。ラムサール条約については勉強することでした。同じ日に環境省近畿地方環境事務所長とも面談し、ラムサール登録への可能性について意見交換しました。

水鳥が飛来する湿地を守る枠組みとして、ラムサール条約とシギ・チドリ類重要生息地ネットワークなどがあります。ラムサール条約湿地に登録するには、9つある基準のいずれかを満たす必要があります。基準6は水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地で、これまでの夢洲にはホシハジロが5,000羽飛来しており、これは東アジアのホシハジロ個体数の1%である3,000羽を超えています。コアジサシは2011年に

3,000羽が飛来しており、1%基準である1,000羽を超えていました。他のシギ・チドリ類については未確認ですが、南港野鳥園と合わせると基準を満たす種がいるかもしれません。日本での登録条件は、(1) 上記の基準を満たすことに加えて、(2) 国の法律（自然公園法、鳥獣保護管理法など）により、将来にわたって、自然環境の保全が図られるここと、(3) 地元住民などから登録への賛意が得られることがあります。(2)に関しては、南港野鳥園も鳥獣保護区には指定されていないため、南港野鳥園を鳥獣保護区に指定し、博覧会後に自然再生された夢洲も指定することが必要です。

陸と海それぞれの30%を保護区とし、劣化した生態系の20%を再生するという国連の目標を踏まえて、大阪南港野鳥園とあわせて夢洲に干潟をはじめとする多様な生態系を回復することは、国際的にも大きな意義があると言えます。実現のために、他団体とも連携して運動を発展させましょう。

WWFジャパン
<https://www.wwf.or.jp/activities/statement/4759.html>
日本自然保護協会
<https://www.nacsj.or.jp/archive/2021/11/12491/>